

厚岸町議会 第1回定例会

平成22年3月9日

午前10時00分開会

議長（南谷議員） ただいまより、平成22年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、佐々木議員、4番、高橋議員を指名いたします。

議長（南谷議員） 日程第2、議案第45号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算、議案第46号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第45号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）の提案内容を説明させていただきます。

平成21年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）

平成21年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,137万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,060万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款3項、歳出では、7款8項にわたり、それぞれ2,137万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。7ページをお開き願います。

歳入であります。

11款、1項、1目、1節地方交付税、732万円の増。普通交付税につきましては、さきに提案しております7回目補正において、平成21年度の交付決定額の全額を計上済みでございます。今回は特別交付税を追加し、補正後額を2億1,232万円とするものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、1,305万4,000円の増。地域活性化・きめ細かな臨時交付金が去る3月5日に二次配分として交付内

定した分の計上でございます。これにより、交付総額は1億3,543万9,000円となるものであります。

なお、この追加配分は、2月17日開催の臨時会においてご承認いただきました事業に交付されることから、対応可能な事業を追加補正するものでございます。

2目民生費国庫補助金、3節防衛施設周辺整備事業補助金、100万円の減。特定防衛施設周辺整備調整交付金充当事業の減によるものでございます。この予算につきましては、病院事業会計への振りかえを予定してございます。

22款、1項町債、4目農林水産業債、1節農業債、200万円の増。道営大別地区畑地帯総合整備事業について、財源対策分として3月3日に起債の追加発行が認められたことによる補正計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて9ページをお開きください。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、8目財政管理費、200万円の増。追加発行が認められた町債の充当による一般財源振りかえ分として同額を財政調整基金へ積み立てるものであります。

なお、今回の積み立てを含めた全積立基金は、平成21年度の取り崩し額5億7,635万円を上回る7億3,504万3,000円の積み戻しとなるものでございます。

次ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、158万6,000円の減。特別養護老人ホーム心和園車両整備事業76万8,000円の減。デイサービスセンター車両整備事業81万8,000円の減。それぞれ特定防衛施設周辺整備調整交付金充当事業であります。事業費確定による減でございます。

次ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目病院費、20万円の増。病院事業会計において、特定防衛施設周辺整備調整交付金により、医療機器の更新整備を行う一般財源分として負担するものでございます。

次ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、町債追加発行に伴う財源内訳決定であります。

3項水産業費、5目養殖事業費、180万円の増。カキ種苗センター附帯設備整備事業で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当し、老朽化したカキ種苗センターの重油貯蔵施設の更新改修であります。3カ年実施計画における平成23年度助成を前倒しするものでございます。

次ページ。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、1,143万円の増。地域活性化・きめ細かな臨時交付金を追加充当する2事業の補正でございます。道路照明整備事業485万円の増。LED道路照明134基分を追加し、合計150基を整備するものでございます。3カ年実施計画で、年次計画を持って順次、更新予定分を前倒しするものでございます。町道側溝整備事業658万円の増。宮園丘陵地区の町道側溝のトラフふたの取りかえ補修1,070メートル分を追加し、合計2,440メートルとするものでございます。追加分は維持補修費で、年次的に取りかえ予定

分の前倒しでございます。

次ページ。

8款、1項消防費、2目災害対策費、9万円の増。去る2月28日9時33分に発令されました南米チリ大地震による津波警報により、避難した町民及び非常招集をした職員に使用した備蓄食糧の補充、及び当日調達分の計上でございます。

次ページ。

12款、1項、1目給与費、744万円の増。先の津波警報発令により非常招集した職員の超過勤務手当及び嘱託職員賃金であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費の補正でございます。繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正。変更でございます。

5款農林水産業費、3項水産業費、カキ種苗センター附帯設備整備事業を補正後金額508万3,000円に、7款土木費、2項道路橋梁費、道路照明整備事業を補正後金額630万5,000円に、町道側溝整備事業を補正後金額1,598万円にそれぞれ変更するものであります。

1ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第3表、地方債補正。変更でございます。

一般公共事業、限度額200万円の増。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

5ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄ですが、平成20年度末現在高112億2,732万7,000円。平成21年度中起債見込額11億9,579万4,000円。補正後の平成21年度末現在高見込額は114億5,639万5,000円となるものでございます。

以上で、議案第45号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（南谷議員） 病院事務長。

病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第46号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）の提案理由についてご説明申し上げます。

第1条、総則。平成21年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。主な建設改良事業の補正であります。医療器械整備事業に120万円を増額し、総額7,177万1,000円とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の内容につきましては、5ページの補正予算説明書により説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

資本的収入であります。

1 款資本的収入、1 項補助金、120万円の増。これは1 目他会計補助金で20万円の増。2 目国庫補助金で100万円の増であります。それぞれ節、説明欄記載の医療機械購入に係る一般会計補助並びに特定防衛施設周辺整備補助金でございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費、120万円の増であります。特定防衛施設周辺整備補助金の病院事業に対する再度の増額配分がありましたので、これにより医療器械、輸液ポンプ4 台を購入しようとする内容でございます。

議案書2 ページにお戻り願います。

第4 条、他会計からの補助金の補正であります。医療器械購入費補助として20万円を増額する内容でございます。

3 ページは、補正予算実施計画、次の4 ページは、補正資金計画、6 ページ、7 ページは、予定貸借対照表となっております。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第46号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算（3 回目）の提案理由と内容説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（南谷議員） 本2 件の審査の方法についてお諮りいたします。

本2 件の審査の方法については、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会に付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本2 件の審査方法については、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時22分再開

議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会委員長より、報告の申し出がなされております。これを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（南谷議員） 追加日程、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

10番、谷口委員長。

谷口委員長 只今第6回の議会運営委員会を開催いたしましたので、報告を申し上げます。

議件は、事件の訂正請求書についてであります。

本議案第44号に係る事件の訂正請求書の審査方法については、本会議において直ちに審査することと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

町長から、議案第44号について事件の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定しました。

議長（南谷議員） 追加日程、事件の訂正請求書を議題といたします。

事件の訂正請求の説明を求めます。

副町長。

副町長（大沼副町長） 貴重な時間をいただき大変申しわけございません。

昨日上程をいただきました議案第44号 厚岸町多機能共生型地域交流センター条例の制定について、事件の訂正をさせていただきたいと存じます。

昨日の特別委員会の審議の中でご指摘をいただきました定義規定について、条文の精査をさせていただきました。お手元に配付の別紙になっておりますが、別紙で説明をさせていただきたいと存じます。

左側が訂正前、昨日上程をさせていただいた条例の文章でございます。右側が訂正をしようとする訂正後の内容になってございます。

訂正箇所につきましては、第3条第2号及び第3号で、障害者、障害児という文言の定義規定を障害者自立支援法によって定義をさせていただいておりましたが、昨日のご指摘のとおり、この障害者自立支援法第4条第1項及び第4条第2項に規定する障害者

あるいは障害児という定義は極めて限定された内容であるというふうに思います。この多機能共生型地域交流センターでは、この限定された方々のみならず、昨日もご指摘をいただきました障害者自立支援法の中で明文規定がない発達障害のある方、あるいは高次機能障害のある方、さらには難病の方、さらには高齢者等で日常生活を営むに支障を来しておられる方、これらの方々もこの事業でもってご利用をいただくという内容にするために、この定義規定を改めるものでございます。

改めた分でありまして、右側の訂正後の第3条第2号、障害者ということで、障害者も、いわゆる障害児も包括した形でもって身体障害者、知的障害者、精神障害、発達障害、その他の障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に支障があり、かつ支援を必要とする者をいうということで、定義規定を改めさせていただきました。

したがって、訂正前の第3号を削り、以下、第4号、第5号を1号ずつ繰り上げるという改正が必要になってまいります。さらには、訂正前の第5号で障害者等という言葉がありましたけれども、これを障害者というふうに定義づけを改めましたので、この文言も改めさせていただいたという内容でございます。

それから、第5号の本文の中に、障害者及び障害児という言葉がありましたけれども、これも一括、第3条第2号で新たに包含した形で定義をさせていただきましたので、この文言も改めさせていただきました。

さらには、第4条で障害者等という言葉がございました。第4条の第2号、それから第6号では障害児という言葉がありましたけれども、これも一括して障害者という言葉に改めさせていただくという内容でございます。

以上が、議案第44号 厚岸町多機能共生型地域交流センター条例の制定に関する事件の訂正の内容でございます。

さらに、議案の参考資料としてお配りをさせていただいておりました、これは議会の議決事項ではございませんけれども、この多機能共生型地域交流センター条例施行規則、ここで定めておりました憩いのサロンの利用方法と申しますか、町長の許可に関する規定がございました。昨日、担当課長の方から、一般の方々も利用できる場所とそうでない場所という図面でもって説明をさせていただきましたけれども、このうち憩いのサロンにつきましては、原則、使用しようとする者は10日前までに申請を上げていただく、それを受理してから2日後に許可をするかしないかという通知をさせていただくということになっておりますけれども、この憩いのサロンは、お年寄りなどが自由に使っていただきたいということでございまして、そこに備えております入室者受付簿、これに記載をしていただくことをもって許可があったものというふうにみなすという、みなし規定を第3条の第4項で規定していた部分について、そのように改めさせていただいたという内容でございます。これは、あくまでも参考資料でございますので、よろしく参考に供していただきたいと思っております。

以上、昨日のご指摘をいただきまして、我々の意図するところと条文規定がきちっと精査できていなかったということにつきましておわびを申し上げ、訂正の請求とさせていただきます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求書を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を許可することに決定しました。

条例審査特別委員会並びに議案審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時32分休憩

午後2時12分再開

議長(南谷議員) 本会議を再開いたします。

議長(南谷議員) 日程第3、議案第33号 町道路線の認定ついてを議題といたします。

議案第33号の審査については、議案審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

14番、竹田委員長。

竹田委員長 議案審査特別委員会に付託されました議案第33号 町道路線の認定についての審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

議長(南谷議員) お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」「討論ありません」の声あり)

議長(南谷議員) ご異議ありますので、これにより、起立による採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(南谷議員) 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

議長（南谷議員） 日程第4、議案第44号 厚岸町多機能共生型地域交流センター条例の制定についてを議題といたします。

議案第44号の審査については、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番、音喜多委員長。

音喜多委員長 条例審査特別委員会に付託されました議案第44号 厚岸町多機能共生型地域交流センター条例の制定についての審査につきましては、昨日と本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

議長（南谷議員） お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長（南谷議員） 本日の本会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後2時16分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年3月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員